

運行供用者責任と責任能力

—東京地判平成25年3月7日
判例タイムズ1394号250頁

弁護士 長野 浩三

1 問題の所在

自動車賠償責任保障法(以下、「自賠法」という。)3条は運行供用者に生命身体被害(人身損害)に関する賠償責任を認める(運行供用者責任)。自賠法4条は、運行供用者責任につき、「前条の規定によるほか、民法の規定による。」としているため、「精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。」とする民法713条本文が運行供用者責任に適用されるのか、が問題となる。

2 東京地判平成25年3月7日判例タイムズ1394号250頁

この点、同地判は、事故当時、1型糖尿病による無自覚性低血糖により、分別もうろう状態になり、高度の意識狭窄のため、見当識が著しく障害され、自己の行動が周囲に及ぼす意味合いを全く理解できなかったものであり、自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にあった者の人身損害に関する賠償責任につき、以下のとおり判示して民法713条本文の運行供用者責任への適用を否定した。

「自賠法3条は、自動車の運行に伴う危険性等に鑑み、被害者の保護及び運行の利益を得る運行供用者との損害の公平な分担を図るため、自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償責任に関し、過失責任主義を修正して、運行を支配する運行供用者に対し、人的損害に係る損害賠償義務を負わせるなどして、民法709条の特則を定めたものであるから、このような同条の趣旨に照らすと、行為者の保護を目的とする民法713条は、自賠法3条の運行供用者責任には適用されないものと解するのが相当である。」

また同地判は、「ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。」とする713条ただし書の適用につき、「被告は、インシュリン投与後や運動後には血糖値が下がることを知っていた上、最近では、頻繁に低血糖状態になり、実際に警告症状がないまま低血糖状態に陥ったことも

あり、自動車の運転中に低血糖になったこともあったのであるから、自動車の運転などといった他人に危害を加えることにもなり得る危険な行動をする際には、血糖値を把握し、必要に応じて糖分補給をするなどして低血糖状態に陥ることを回避するように血糖値を管理する義務があるというべきところ、被告は、本件事故当日、夕食前に速効型インシュリンを自己注射し、スポーツクラブで運動をし、低血糖を招きやすい状況であったにもかかわらず、簡易に血糖値を測定する器機を持ち合わせながら血糖値を測定せず、糖分補給もしないまま、血糖値管理を怠って、一人で自動車の運転をして無自覚性低血糖による意識障害に陥ったものであるから、民法713条ただし書の過失があるものというべきである。」と判示して、民法709条に基づく物的損害に係る損害賠償責任を認めた。

3 学説及びその他の裁判例等

民法713条本文の自賠法3条の運行供用者責任への適用については、この点に言及した文献の多くは適用を否定しているとの指摘がある(上記判タ)。

また、大阪地判平成17年2月14日判例タイムズ1187号272頁、釧路地判平成26年3月17日LLI / DB登載、同地判の控訴審判決である札幌高判平成26年9月25日LLI / DB登載は、いずれも、民法713条本文の自賠法3条の運行供用者責任への適用を否定している。

これらの学説、裁判例は、上記2の裁判例とともに、運行供用者責任を定めた趣旨から妥当なものと考えられる。

4 責任能力を否定した上でそのことにつき過失があったかどうかを判断した裁判例としては、抗てんかん薬を服用せずに運転しててんかん発作により事故を発生させたことにつき、民法713条ただし書により責任を認めた大阪地判平成23年1月27日交通民集44巻1号117頁、基礎疾患があったものの事故直前に前駆症状があったとは認められないとして責任を否定した名古屋地判平成23年12月8日交通民集44巻6号1527頁等がある。

なお、民法713条ただし書の故意、過失の対象は、責任能力を欠く状態を招くことについてである(加害行為をなすことについてではない)というのが通説である(新注釈民法(16)24頁)。

5 実務上の留意点

実務上、刑事記録を確認した際、責任無能力を理由

として不起訴となっている事例があるが、このような場合、人身損害については上記のとおり運行供用者責任に713条本文の適用はないから、加害者に対する請求は問題なくできる。

この場合、物的損害については、民法713条ただし書の適用を検討することになり、具体的な意識障害の理由、基礎疾患及びその治療歴の有無、基礎疾患に対する加害者の認識、前駆症状の有無、事故前の薬の服用の有無等が問題になるため、より具体的な事実関係の調査が必要になる。